

21世紀型企业への転換を図る

見落とされがちな労働関係法規②

身元保証に関する法律

身元保証とは…

身元保証とは、社員が仕事上のミス・不正・トラブルなどで会社に損害を与えた場合に、“本人と一緒に損害賠償の責任を負う”保証人になることをいいます。ほとんどの会社は、採用条件として身元保証書を提出させていますが、これは会社のルールであって、労働法では身元保証についての規定はありません。身元保証書によれば、身元保証人に「社員の行為により生じた損害賠償の責任」をすべて負わせることができそうですが、「身元保証ニ関スル法律」によって身元保証人は保護されており、身元保証人がすべての損害を賠償しなければならないというものではありません。

「身元保証ニ関スル法律」



1. 有効期限（第1条・第2条）

身元保証の期間は、期間の定めがない場合は3年、期間を定めた場合でも5年を超えることはできません。保証期間を更新することはできますが、自動更新の約定は無効となりますので再度、身元保証書を差し入れない限り最長5年で効力がなくなります。

2. 身元保証人への通知（第3条）

社員が業務上において、不適性、不誠実な行いを引き起こしたことにより、身元保証人に責任が生ずるおそれがある場合や、社員の任務、任地を変更したことで、身元保証人の責任が重くなった場合は、会社は身元保証人にその旨を通知しなくてはなりません。会社がこの通知義務を怠っていると、身元保証人の責任を軽減し、あるいは責任を求めることができない要素となってしまいます。

3. 身元保証人の辞退（第4条）

身元保証人が、社員に関する変更通知を受けた場合は、将来に向けて身元保証人を辞退することができます。身元保証人自らが、社員の業務上にかかる何らかの変更を知った場合も、辞退することができます。

- ◆ 社員が私的な飲食代を交際費として請求したことが発覚した。今回が初めてで本人が反省して返金したので、今回は訓戒処分にした。

身元保証人：今回は、身元保証人の責任は生じなかったが、今後は、問題を引き起こすおそれがあるので保証人をやめたい

- ◆ 社員が営業職から事務職（経理）に配転された。

身元保証人：営業職と聞いていたから保証人になったが、金銭に関わる業務の保証人にはなりたくない

- ◆ 勤務地が東京から大阪になった。

身元保証人：東京都内の勤務地なら目が届くが、大阪では今までのように監督できない

4. 保証人には100%損害を賠償させることはできない（第5条）

業務上で社員を管理監督するのは会社です。会社が行うべき管理監督をしない状態で発生した損害を身元保証人に全額賠償させることは認められません。注意しなければならないのは、身元保証人の責任及びその金額は、裁判所が決定するということです。裁判所は、社員の管理監督について会社の過失の有無、身元保証人が保証をするに至った理由、身元保証人が保証をするときに用いた注意の程度、社員の担当業務などの変化、その他一切の事情を総合的に勘案して決定します。

- ◆ 会社が不祥事を発見することができたのに発見できなかった場合、その期間について身元保証人の責任は免除されます。
- ◆ 親族・親戚関係ということで断りきれなかった場合や、軽い気持ちで身元保証人を引き受けたなどの場合、身元保証人の責任が軽減されます。



社員は「身元保証書」の提出を拒むことができる？！

「身元保証書」は、法的に義務付けられたものではないので、社員は提出を拒否することもできます。しかし会社は、採用の自由がありますから「身元保証書」の提出を拒んだことを理由として採用を拒否することができます。

《身元保証書の提出を拒否し、解雇が有効となった判例》

金銭貸付け業の会社に採用された社員が、身元保証書の提出を拒否し、解雇されました。会社は金銭を扱うので、横領などの事故を防ぐために、社員に自覚を促す意味も込めて、身元保証書の提出を採用の条件としていました。裁判所は、身元保証書を提出しないことは、「社員としての適格性に重大な疑義を抱かせる重大な服務規律違反又は背信行為」と判断し、解雇を有効としています。（平成11年12月16日東京地判）

身元保証人に関するQ&A

Q 身元保証書に印鑑証明書を添付させる理由は？

A 社員が身元保証書を自分で記入する、架空の人物を仕立てることを防ぐために、業種によっては身元保証人の印鑑証明書まで添付させるケースがあります。

Q 身元保証書を両親と両親以外の人と複数立てると損害賠償額が増えるのか？

A 身元保証人を複数立てた場合でも、身元保証人の責任及びその金額は、裁判所が総合的に勘案して決定するので、保証人の人数に応じて損害賠償額が増えるわけではありません。

Q 身元保証人を社員の勤務地の近郊在住に限定するとメリットはあるのか？

A 身元保証人を社員の居住地、勤務地の近郊在住に限定して、身元保証人に社員の監督責任を負わせることができたとしても、あくまでも社員に対する管理監督責任は会社にありますので、あまりメリットはありません。

身元保証書に頼らない労務管理

採用時に提出させた身元保証書は、無条件、無期限に有効ではありません。身元保証人に、社員の業務上の変更を通知する、身元保証書を更新するなどを行っていないければ、身元保証人の責任を問うことは難しいのです。身元保証書があれば法的措置を取れるとするのは無理があります。

身元保証書の提出は、横領や会社の規律に反した不心得な行動により会社に損害を与えた場合に、社員自身の問題だけでなく、身元保証人にも及ぶことを社員に意識づけることが目的です。会社は、身元保証書の限界を踏まえて業務命令の徹底や管理、チェック体制を整備することが大切です。



《参考》

■ 水道料金収納事務受託者が水道料金を横領した

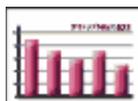
裁判所は、横領行為を未然に防止できず発見が遅れたのは、会社が指導監督を懈怠したからであるとして、請求額の4割強の140万円を身元保証人の責任としました。（仙台高裁平成4年4月17日判決）

■ 証券会社の歩合外務員が、業務命令に反して会社に損害を与えた

内金が入金されるまでは、次の注文を受けてはならないという業務命令に反して、顧客の株式を買いつけ、会社に1億円以上の損害を与えた事件では、裁判所は、会社にも過失があるので身元保証人の責任は、損害額の4割としました。（東京地裁平成4年3月23日判決）

■ 運送会社の社員が1年半にわたって運送代金約900万円を横領した

裁判所は横領行為が長期かつ多額にのぼったのは、会社の管理体制が不備・ずさんであったことが主因であるとして、保証人の責任は損害額の約2割、180万円としました。（神戸地裁昭和61年9月29日判決）



まず、その「決断」の前にご相談ください！
労使トラブル無料診断受付中 <http://www.iwaki-pmo.co.jp>

